

国税庁ホームページへアクセス！ 売買契約書や領収書等から収入金額などを入力！ 税額などが自動計算され便利に作成！

◇◇◇ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の入力手順 ◇◇◇

売買契約書等から譲渡による収入金額、必要経費などを入力します(25～29ページ参照)。

自動
計算

譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】など
申告書第三表〔分離課税用〕(税金の計算部分を除きます)

居住用財産を売却した場合の各種特例のチェックシート(措法36条の2を除きます)

源泉徴収票等から給与の支払金額や公的年金等の支払金額などを入力します(30～31ページ参照)。

自動
計算

申告書B第一表
申告書B第二表
申告書第三表〔分離課税用〕(税金の計算部分)

e-Taxでデータ送信 又は 印刷して税務署に郵送等で提出します。

◇◇◇ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へはこちらから ◇◇◇

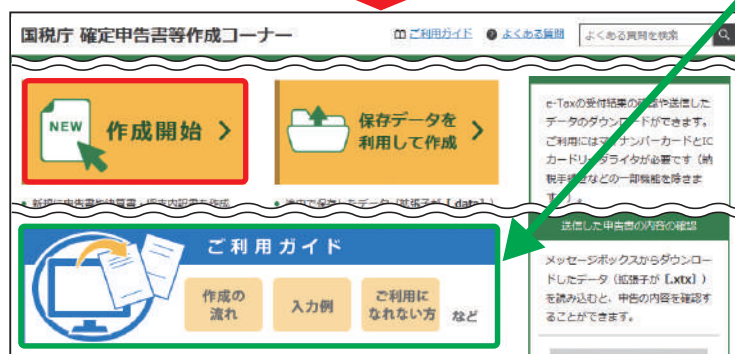
国税庁ホームページ

※この画面は、令和元年10月現在のものです。

ご利用ガイド



「確定申告書等の作成はこちら」をクリックします。



「作成開始」をクリックします。

e-Tax・書面提出の選択やパソコン等の環境確認などの画面に順次進みますので、画面の案内に従って操作し、作成する申告書等の選択画面へ進みます。

次ページの1へ

「確定申告書等作成コーナー」の「ご利用ガイド」では、【作成の流れ】、【入力例】、【ご利用になれない方】などを掲載しています。

なお、【入力例】では、この冊子の以下の事例について「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成する場合の具体的な入力例を掲載しています。

【事例1】…「一般の譲渡」

【事例2】…「マイホームの売却による譲渡益」

【事例3】…「マイホームの売却による譲渡損」

また、土地建物等の譲渡所得がある方で、譲渡契約件数が4件以上ある場合、保証債務の特例(所法64条2項)の適用を受ける場合などは、「確定申告書等作成コーナー」をご利用になれません。

詳しくは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の【ご利用になれない方】でご確認ください。

- ※ お使いのパソコンの環境などにより、「確定申告書等作成コーナー」をご利用になれない場合があります。
- ※ 24ページから31ページに掲載の「確定申告書等作成コーナー」の画面は、ご利用になる際の画面と異なる場合があります。